

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年11月8日(2022.11.8)

【公開番号】特開2021-94344(P2021-94344A)

【公開日】令和3年6月24日(2021.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2021-028

【出願番号】特願2019-229483(P2019-229483)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

A 6 3 F 7/02 3 1 2 C

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年10月28日(2022.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域が設けられた遊技盤と、
遊技盤の前面に設けられた透明板と、
遊技盤に植設された複数の遊技釘と、
遊技球の流路上に設けられ、遊技部品を遊技盤に螺設する複数の螺子と
を備え、

遊技領域は、正面視において遊技領域の中央よりも左側の領域である左打ち領域と、正面視において遊技領域の中央よりも右側の領域である右打ち領域とを有しており、
左打ち領域に設けられた螺子よりも右打ち領域に設けられた螺子の方が多くなっており、
前記複数の螺子のうちの所定の螺子と最も近い位置に植設された所定の遊技釘の長手方向の長さの所定の割合の長さである第一の長さが遊技盤に植設されており、

前記所定の螺子の長手方向の長さの前記所定の割合の長さである第二の長さが遊技盤内に螺入した状態であって、前記所定の螺子の第三の長さが遊技盤に対して突出した状態において、

遊技盤から透明板までの長さから前記第三の長さを減算した値が、遊技球の直径以上となるよう構成する

ことを特徴とするぱちんこ遊技機。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本態様に係るぱちんこ遊技機は、
遊技球が流下可能な遊技領域が設けられた遊技盤と、
遊技盤の前面に設けられた透明板と、
遊技盤に植設された複数の遊技釘と、

50

遊技球の流路上に設けられ、遊技部品（例えば、センター飾り D 3 8）を遊技盤に螺設する複数の螺子と
を備え、

遊技領域は、正面視において遊技領域の中央よりも左側の領域である左打ち領域と、正面視において遊技領域の中央よりも右側の領域である右打ち領域とを有しており、
左打ち領域に設けられた螺子よりも右打ち領域に設けられた螺子の方が多くなっており、

前記複数の螺子のうちの所定の螺子と最も近い位置に植設された所定の遊技釘の長手方向の長さ（例えば、D）の所定の割合（例えば、1 / 3）の長さである第一の長さ（例えば、D 2）が遊技盤に植設されており、

前記所定の螺子の長手方向の長さ（例えば、A）の前記所定の割合（例えば、1 / 3）の長さである第二の長さ（例えば、1 / 3 × A）が遊技盤内に螺入した状態であって、前記所定の螺子の第三の長さ（例えば、2 / 3 × A）が遊技盤に対して突出した状態において、

遊技盤から透明板までの長さ（例えば、E）から前記第三の長さを減算した値（例えば、C 3）が、遊技球の直径（例えば、B）以上となるよう構成することを特徴とするぱちんこ遊技機である。

10

20

30

40

50